

令和7年江南市教育委員会3月定例会会議録

開催年月日 令和7年2月25日（火）

場 所 江南市防災センター 研修室1

出席委員	教 育 長	村 良 弘
	教育長職務代理者	藤 田 佐知子
	委 員	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全

説明のため出席した職員

教育部長	松 本 朋 彦
教育課長	茶 原 健 二
教育課管理指導主事（統括幹）	長 岡 晃 臣
学校給食課長	仙 田 隆 志
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一
子育て支援課長	長谷川 崇

事務局職員	教育課主幹	源 内 隆 哲
	教育課主任	平 田 千 明

傍聴者数 0名

議 事 日 程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	教育長諸案件報告
日程第3	議案
	第4号 「レクチャー&コンサート『歴史の中の音楽』、北嶋愛季チェロ独奏演奏会」の後援名義使用について
	第5号 「ワクワクのイングリッシュガーデン イースターを体験！」の後援名義使用について
	第6号 「劇団うりんこ付属演劇研究所第45期生卒業公演『雨ニモマケズ？～宮沢賢治トリロジー～』の後援名義使用について
	第7号 「自然体験スクール アドベンチャーキッズ」の後援名義使用について
日程第4	協議題
	1. 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調

査委員会条例の制定について

2. 江南市議会 3 月定例会教育関係予算提案事項について

3. 令和 7 年度江南市立図書館学習室の休館日開放について

日程第 5 報告事項

1. 第 3 次江南市生涯学習基本計画（案）について

2. 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について

3. 市教育委員会事務局各課行事予定について

午前 9 時 30 分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名者には、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、教育長において、山田茂美さん、岩田正武さんを指名いたします。

△日程第 2 教育長諸案件報告

1 感染症の状況について

2 令和 7 年度定期人事異動

・ 本人内示は、県は 3/14

・ 事務協で内申(2/14 の幹事会で審議)、県教委からの内示は 3/14 の事務協で

・ 臨時教育委員会 3/14 17:15

3 人事(2/6～2/25)

・ 出産休暇 0 名 育児休業 2 名 療養休暇 0 名 休職 0 名 退職 2 名

・ 臨時的任用 2 名 非常勤任用 0 名

4 3月議会一般質問(主なもの) 3月議会(2/27～3/21)

- ・学校体育館への空調設備の設置について
- ・図書館、公民館について
- ・有機食材等活用した地産地消給食について
- ・教員の負担軽減について
- ・古知野中学校の運動場の砂ぼこり対策について
- ・学校給食について
- ・スポーツ施設の指定管理者制度導入について

等

5 その他

- ・校務補助員の任用(障害者雇用対策事業)要望
各市町村 小学校1 中学校1(週30時間、希望で週20時間)
- ・卒業式の告辞等
- ・退職辞令伝達式 3/31 11:00 防災センター(セミナー室)
- ・新規採用辞令伝達式 4/1 10:30 防災センター(セミナー室)

△日程第3 議案第4号 「レクチャー&コンサート『歴史の中の音楽』、北嶋愛季
チェロ独奏演奏会」の後援名義使用について

○教育長 日程第3、議案に入ります。議案第4号、「レクチャー&コンサート『歴史の中の音楽』、北嶋愛季チェロ独奏演奏会」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 東京の団体からの申請で、会場は永正寺で行われますが、主催者の方で江南市に縁がある方などがいるのでしょうか。

○生涯学習課長 北嶋様が江南市に所縁があるとのことで、ぜひ後援をいただきたいとのことでした。

○教育長 千葉県など他の場所でもツアーを開催しているようですが、近隣での開催はありますか。

○生涯学習課長 近隣での開催については聞いておりません。

○後藤委員 北嶋様については、以前にも後援をしていると記憶していますが、その時は単独で演奏会を開催していたのですか。

○生涯学習課長 以前は北嶋様自身の単独の演奏会でした。今回は、作曲家の方とのコラボレーションで行うものです。申請につきましても、作曲家の方が所属している団体が行っていますので、改めて議案といたしました。

○教育長 チラシについて、主催や協力団体の記載がありますが、後援名義も追加されるということでしょうか。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 「ワクワクのイングリッシュガーデン イースターを体験！」の後援名義使用について

○教育長 続いて、第5号、「ワクワクのイングリッシュガーデン イースターを体験！」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○後藤委員 申請書の他の後援者名の欄に春日市教育委員会が記載されていますが、これは今回の江南市で行われる事業に対しても後援するのか、或いは、同様の事業を春日井でも開催するので記載しているのか、どのようなお尋ねします。

○生涯学習課長 春日井市でも同様の事業が行われると聞いております。

○教育長 塾の宣伝活動を行う意図はありませんか。

○生涯学習課長 こちらにつきましては確認しておりまして、勧誘や宣伝活動はしないことを聞いております。

○藤田委員 幼児と小学生が対象になりますが、同時に行うのか、それぞれで行うのか、教えてください。

○生涯学習課長 幼児3歳から6歳児と小学生につきましては、時間を分けて開催されると聞いています。

○藤田委員 事業経費内訳書の人件費が4名となっておりますが、主催者1名以外はどのようなになっていますか。

○生涯学習課長 イベント当日の講師の方への支払いになると聞いています。

○藤田委員 わかりました。

○山田委員 チラシの中で、年齢によって区分を分けていますが、3歳から6歳の幼児については、保護者の同席が必要なのか、それとも席を外せるのか、明確に読み取ることができませんが、どのようなになっていますか。

○生涯学習課長 今回のイベントにつきましては、親子参加ではありませんので、保護者の方がお子様だけで参加できると判断した場合は、子どもだけで参加できることになると聞いております。

○山田委員 わかりました。

○藤田委員 主催者は、今回のイベント会場のKTXアリーナで塾を行っていま

すが、既存の塾に混ざる形で開催するのか、別で行うのか教えてください。

○スポーツ推進課長 既存の塾とは別枠で会場の予約がされております。

○教育長 このような機会を設けていただけることは良いことではありますが、既存の会員を増やすための宣伝活動を意図したものであれば疑問が残るため、再度、主催者に確認をしてください。

○岩田委員 異文化を体験することが目的であり、宣伝活動が目的でないことを再度、確認していただければと思います。

○山田委員 普段の塾としての活動が営利目的であっても、企画した別のイベント内容が営利目的でなければ、再度きちんと確認した上で後援するのは良いのではないのでしょうか。

○生涯学習課長 承知いたしました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 「劇団うりんこ付属演劇研究所第45期生卒業公演『雨ニモマケズ?～宮沢賢治トリロジー～』の後援名義使用について

○教育長 続いて、第6号、「劇団うりんこ付属演劇研究所第45期生卒業公演『雨ニモマケズ?～宮沢賢治トリロジー～』の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 今回、なぜ江南市に後援名義の申請をしたのでしょうか。

○生涯学習課長 出演者の1人が江南市出身のため後援の申請をしたと聞いています。

○岩田委員 では、他の出演者の出身の所にも後援の申請をしているのでしょうか。

○生涯学習課長 確認いたしましたところ、他の方は希望しなかったとのことです。

○岩田委員 イベントの内容的には非常に良いものと思われるが、チラシに名古屋市教育委員会と江南市教育委員会の後援があり、その他がない状態はどうなののでしょうか。

○教育長 主催者は江南市にもご協力いただいている実績がありますが、今回は会場が名古屋市であり、例えば、江南市で開催されるのであれば、後援名義の理由が成り立つと思いますが、違和感があります。後援を得ることで、学校にもチラシを配布するのでしょうか。

○生涯学習課長 今回は、学校へのチラシの配付は考えていないとのことで、図

書館などの公共施設に置いてほしいとのことでした。

○教育長　やはり市民に還元できるか否かが問題であると考えます。

○後藤委員　PR方法が、市内の公共施設ということであるが、学校にも配付していただいた方がよいのではないのでしょうか。

○教育長　近隣市町にも後援名義申請を提出している話は聞いていますか。

○生涯学習課長　今回は、名古屋市と江南市のみで、普段は名古屋市のみと聞いています。

○山田委員　江南市出身の出演者の方は、江南市在住でしょうか。

○生涯学習課　確認ができておりません。

○山田委員　在住の方であれば、後援する一つの理由になると考えられますが、出身というだけでは、意味付けが難しいと思います。反対するものではありませんが、どのような理由で後援するのかが、難しいところであると思います。

○教育長　後援できないとなると問題がありますか。

○生涯学習課　既にチケットの販売が開始されている状況であります。

○教育長　既にチケットの販売が開始されているのであれば、後援名義の申請時期としては遅いのではないのでしょうか。

○山田委員　後援名義をするのであれば、通常はチケットにも後援の記載をされると思いますので、少し時期が遅いと思います。

○教育長　また改めて機会があれば後援名義を早めに提出いただいて、また、主催者は、現在も市内の小中学校でもご協力いただいておりますし、できれば江南市内の会場で開催していただければと思います。

○岩田委員　イベントの内容は良いが、申請時期の問題もありますし、会場の問題もあり、江南市民にとっての理由が見当たらないとも考えられます。

○後藤委員　そのように思います。

○山田委員　今回は、時期的にも遅いと思いますが、今後は、チラシの出演者の所に江南市出身と記載することで後援し易くなるのではないのでしょうか。

○教育長　申請書の目的にも、「江南市出身の誰々が出演するにあたり」など、後援する理由が必要と考えます。

○教育長　質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第6号を採決いたします。本案は否決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長　御異議なしと認めます。よって、本案は否決されました。

議案第7号　「自然体験スクール アドベンチャーキッズ」の後援名義使用について

○教育長　続いて、第7号、「自然体験スクール アドベンチャーキッズ」の後援名義使用についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

（生涯学習課長　資料に基づき説明）

○教育長　説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○後藤委員 何点かあります。まず、対象者ですが、チラシには年長から小学校1年生から3年生と記載されております。これは主催者の学園である児童福祉施設を利用している方が対象なのか、一般の方が対象なのか、お尋ねします。また、イベントでは、それぞれ五つの事業がありますが、細かいタイムスケジュール等が一切書かれておりません。昼食についても、お弁当なのか、用意していただけるのかなど、詳しいことが全く示されていません。もう一つ、申し込みの方法ですが、事前に登録の契約をしてから、新たに申し込みという形になっており、これは少し変な申し込みの仕方ではないでしょうか。事前登録してください、入会してくださいという、勧誘のような感じもしますが、何か詳しいことが分かっていたら教えてください。

○生涯学習課長 参加者につきましては、今回は学園を利用しているお子様ではなくて、通常学級に通っているお子様が対象と担当者の方からは聞いています。タイムスケジュールにつきましては、登録の際に細かい、イベントに持ってきてもらう持ち物やスケジュールを伝えます。お昼は、基本的にはお弁当を持参していただくと聞いておりますが、それらについて、登録の際にお伝えさせていただくと聞いております。初期登録については、イベントに関する登録をしていただくだけで、イベントのルールを守っていただくことや、例えばゲームは持ってきてはいけません、アレルギーがありますか、などを細かく打ち合わせさせていただくことを事前に把握した上で、申し込みに移っていただくと、申請者の方から聞いております。

○後藤委員 主催者の学園に直接出向いて、最初の申し込み手続きを行う必要があるということですね。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○岩田委員 主催者の学園は、教育委員会としてご承知の団体ですか。

○生涯学習課長 生涯学習課としては承知をしておりません。

○教育長 古知野南小学校にいた時には、通っている児童がいました。

○岩田委員 自然体験ですので、非常に安全に対する配慮が必要だと思います。人員の配置など、そのような記載がない中で、本当に安全にこの活動ができるのかが心配です。情報としてはこれだけでは、何か事故が発生したときに心配です。このままの申請書で、後援するのは難しいと思います。何かそのあたりについての意見はありましたか。

○生涯学習課長 イベントに同行する方はどのような方が伺ったところ、2名が同行するとのことで、1名は男性の方で児童指導員資格を有しており、主催者の学園である児童福祉施設に長年勤務されているとのことです。もう1名は女性で、スイミングキッズサポートスクールを行っている方で、さらに学童保育の職員もされていたとのことです。

○岩田委員 保護者の参加については、どのようになっていますか。

○生涯学習課長 基本的に保護者の参加はありませんので、子どもだけの参加になります。

- 岩田委員 3年生以下の子どもたちだけで参加するというのは、私としては非常に怖いと感じます。
- 後藤委員 記載されていませんが、移動手段としては、公共のものを使うのか、事業者の車等を使うのですか。
- 生涯学習課長 事業者の中型自動車を使用すると聞いております。
- 後藤委員 安全の保証がされているのでしょうか。
- 山田委員 今回のイベントは、主催者の学園に通っているお子様が対象ではなく、別の新たなお子様を対象としているため、初めて会う子どもたちと一緒に出かけることになります。自然体験に対しましては、やはり一番安全面が大切であると思います。申請書の資料には、それぞれの目的地でのイベントの名称だけは書いてありますが、詳細なスケジュールが記載されていないため、どのように安全対策をしているのか、全くわからないと思います。
- 教育長 安全面の配慮がどうなっているのか、この申請書を見るだけでは、心配であり、交通手段も含めて心配で、教育委員会としての後援については難しいのではないかとこのご意見だと思います。本当に事業内容が悪いとかそのような意味ではありません。教育委員会が後援するということは、何らかの責任も当然教育委員会にかかってくるわけであります。その辺のところははっきりしない状況ですので、今回については、見送るというご意見であると感じています。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第7号を採決いたします。本案は否決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は否決されました。

△日程第4 協議題1 江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定について

- 教育長 日程第4、協議題に入ります。協議題1の江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

（教育課長、資料に基づき説明）

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 山田委員 いじめ重大事態が発生した場合、調査を行う主体として、学校が行う場合、教育委員会が行う場合、教育委員会が諮問する第三者委員会が行う場合の3パターンがあるとのことですが、条例案の第3章の市長が諮問する江南市いじめ問題調査委員会は、3つのどのパターンでも、必要があれば設置されるのでしょうか。
- 教育課長 そのとおりです。

- 教育長 現在は条例がありませんので、3つのパターンの内、2つのパターンで実施することができるので、今までの案件は、この2つのパターンで実施をしてまいりました。ガイドラインの改正などもあり、第三者委員会の設置の必要性の観点から条例が必要であるとのことで、今回条例を制定することといたします。
- 岩田委員 第2章の江南市いじめ問題専門委員会は一般的には第三者委員会と呼ばれることも多いと思われますが、第三者委員会という名称では支障があるのでしょうか。
- 教育課長 第3章の市長が諮問する江南市いじめ問題調査委員会につきましても、同じく第三者委員会になりますので、名称として区別が必要なため条例案の形にしております。近隣市町の条例につきましても、同様になっております。
- 岩田委員 わかりました。第2章の専門委員会の設置は、誰が判断するのでしょうか。
- 教育課長 法律上、学校設置者で判断するとされておりますことから、教育委員会で判断することになります。
- 管理指導主事 流れといたしましては、保護者から学校にいじめ重大事態の申し立てがあった場合など、いじめ重大事態が発生した場合、学校から学校設置者に発生報告があり、その報告を受けて、3つのパターンの調査主体を判断することになります。
- 岩田委員 第3章の市長が諮問する江南市いじめ問題調査委員会は、第2章の江南市いじめ問題専門委員会の調査結果の報告を受けて、更なる調査が必要と市長が判断した場合に設置されるということによろしいですか。
- 教育課長 そのとおりです。
- 岩田委員 第3章は市長部局の内容になり、このあと議会の方で協議されていきますが、問題はありますか。
- 教育課長 市の例審査委員会でも同様の意見がありましたが、ひとつのいじめ問題に対する一連の流れの事務となっており、近隣市の条例についても今回の条例案と同様になっていますので、協議題の中であわせてご審議いただきたいと思います。
- 岩田委員 明確に書かれている条例案になりますので、よろしいと思います。
- 山田委員 いじめ重大事態の発生後の流れについては、学校から教育委員会、そして市長という順番になっていますが、保護者から直接市長へなどの状況はありえるのでしょうか。
- 教育委員会 いじめ重大事態としての流れは、学校から教育委員会、そして市長という順番になります。
- 山田委員 いじめ重大事態が発生した場合、教育委員会で第2章の専門委員会を設置するか判断するということですね。
- 教育課長 そのとおりです。
- 山田委員 専門委員会に諮問した場合、学校や教育委員会がどのような対応を

していたのが、第三者により調査されるということですね。

○教育課長 そのとおりです。報告書につきましても専門委員会が作成することになりますので、報酬が高額となっております。

○山田委員 わかりました。

○岩田委員 第8条の臨時委員については、どのような方を想定していますか。

○教育課長 専門委員会で調査するにあたり、必要となります弁護士の方などを想定しています。

○管理指導主事 資料請求や報告書案の纏めなど、弁護士が想定されています。

○教育長 専門委員会の中で必要とされる方を臨時委員としてお願いすることになります。

○岩田委員 わかりました。

○藤田委員 臨時委員の人数には上限がないのですか。

○管理指導主事 上限はありませんが、2人から3人程度になると想定されます。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

協議題2 江南市議会3月定例会教育関係予算提案事項について

○教育長 続いて、協議題2の江南市議会3月定例会教育関係予算提案事項についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長、子育て支援課長、資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

協議題3 令和7年度江南市立図書館学習室の休館日開放について

○教育長 続いて、協議題3の令和7年度江南市立図書館学習室の休館日開放についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長、資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

△日程第5 報告事項

- 1 第3次江南市生涯学習基本計画（案）について
- 2 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
- 3 市教育委員会事務局各課行事予定について

○教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これを持ちまして、教育委員会3月定例会を閉会いたします。

午前11時35分 閉 会